

富里市立図書館ホームページ有料広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富里市立図書館ホームページ(以下「ホームページ」という。)に掲載する広告について、富里市有料広告の取扱いに関する要綱(平成18年告示第141号。以下「要綱」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の位置及び募集枠)

第2条 広告の掲載位置及び募集枠は、別表で定める。

(広告の規格)

第3条 広告の種類は、バナー広告(ホームページに掲載する画像のうち、広告主の指定するWEBページにリンクするものをいう。)とし、規格は、次のとおりとする。

- (1)縦50ピクセル
- (2)横150ピクセル
- (3)画像形式 GIF形式(アニメーションは不可)
- (4)データ量 5キロバイト以内

(掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、毎年4月から翌年3月までの間で、1か月を単位とし、連続する掲載期間は12か月以内とする。ただし、掲載を開始又は終了する日が、閉館日にあたる場合は、その前後の開館日に掲載を開始又は終了する。

(掲載の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、要綱第7条に規定する富里市有料広告掲載申請書に必要書類を添えて、広告を掲載しようとする月の前々月の25日(以下「申込締切日」という。)までに申込みこととする。ただし、申込締切日が閉館日にあたる場合は、その前の開館日を掲載申込みの締切日とする。

(掲載料)

第6条 広告の掲載料は、1枠について1か月10,000円とする。

(広告掲載の取消し)

第7条 市長は、広告のリンク先ページの内容等が、各種法令に違反し、あるいはそのおそれがあり、又はこの要領等に抵触していると判断したときは、広告主への催告等の手続きを要することなく、広告の掲載を取消することができる。

(掲載料の返還)

第8条 広告の掲載料については、原則として返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取消したときは、掲載を取消した月以降の納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還するものとする。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さないものとする。

(免責事項)

第9条 広告主は、次に掲げる事由により広告の掲載が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するとともに、当該停止に係る掲載料金の返還、損害の補償その他費用の請求を市に対して行わないものとする。

(1)富里市立図書館のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止

(2)火災、地震、水害、落雷その他の災害、通信回線の事故、富里市立図書館のサーバその他機器の障害による停止

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、ホームページの広告掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

別表

富里市立図書館ホームページ有料広告掲載要領(第2条)

掲載の位置及び募集枠

掲載の位置	募集枠
トップページ	8 枠以内